

設計積算システム用プリンター式賃貸借契約書（案）

新潟県（以下「賃借者」という。）と（以下「賃貸者」という。）とは、次の条項により設計積算システム用プリンター式（以下「調達機器等」という。）の賃貸借契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 賃借者及び賃貸者は、調達機器等の賃貸借契約に関し、この契約書及び添付の仕様書、質問回答書に定めるところによりこれを履行しなければならない。
なお、本契約の契約番号及び契約件名を次のとおりとする。

契約件名：新潟県設計積算システム用プリンター式賃貸借契約

（賃貸借に係る調達機器等）

第2条 賃借者が、賃貸者から有償で借り受ける調達機器等は、別紙1に掲げるものとする。

（設置場所）

第3条 調達機器等の設置場所は、別紙2-1、2-2、2-3のとおりとする。

（賃貸借料）

第4条 調達機器等の賃貸借料は、次のとおりとする。

賃貸借料総額	円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。
月額	円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、とする。

（調達機器等の設置期限）

第6条 賃貸者は、令和8年11月30日までに、調達機器等が正常に動作することについて賃借者の確認を受け、第3条に定める設置場所に調達機器等を設置しなければならない。ただし、賃借者と賃貸者が協議のうえ、別に設置期限を定めたときはこの限りでない。
2 調達機器等の設置方法は、あらかじめ賃借者と賃貸者が協議を行い、決定することとする。

（契約の期間）

第7条 調達機器等の賃貸期間は、令和8年12月1日から令和12年11月30日までとする。

(調達機器等及の保守)

第8条 賃借者は、調達機器等が破損又は毀損し、若しくは正常に使用することが出来ない又は動作しないこと（以下「障害等」という。）が生じた場合には、賃貸者に対して障害を解消し、調達機器等を正常に使用できるよう請求できるものとする。

- 2 前項の請求は、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に定める日以外の日（以下「開庁日」という。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に行わなければならない。
- 3 賃貸者は、第1項の請求があった場合、賃貸者の負担により請求のあった時から起算して24時間以内に、賃借者の承諾がある場合を除いて第3条に定める設置場所において、障害等を解消し調達機器等を正常に使用できる状態にしなければならない。ただし、障害等が賃借者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。
- 4 賃貸者が障害等を解消し、調達機器等を正常に使用できる状態にするために必要となる電力料その他の光熱費は、賃借者の負担とする。
- 5 賃貸者は、第3項の作業（作業が完了していないものを除く。）を行った場合、当該作業を行った日の属する月の翌月10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）までに、作業の内容を書面により、賃借者に報告しなければならない。

(調達機器等の取替等)

第9条 賃借者は、調達機器等の取替、改造、追加、返却及び第3条に定める設置場所からの移転（以下「取替等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ書面をもって賃貸者と協議する。

- 2 前項の調達機器等の取替等に要する費用は、賃借者の負担とする。
- 3 第1項の規定によって賃貸借料、その他この契約書記載の契約の内容を変更する必要があるときは、この契約の変更を行うものとする。

(調達機器等に使用する補給品等)

第10条 賃借者は、調達機器等に使用する補給品については、調達機器等の規格に合致したものを使用しなければならない。

- 2 調達機器等の運用に必要な消耗品は賃借者が負担するものとし、保守に要する部品は賃貸者が負担するものとする。ただし、消耗品として扱うものはトナーカートリッジ及びドラムカートリッジのみとする。

(賃貸借料の請求及び支払)

第11条 賃貸者は、毎月の賃貸借料の支払を翌月に書面をもって賃借者に請求することができる。

- 2 賃借者は、前項の規定による適正な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に賃貸借料を賃貸者に支払わなければならない。
- 3 賃借者の責めに帰する事由により賃貸借料の支払が約定期間内に行われない場合、賃貸者は遅延日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により決定された率（以下「法定率」という。）の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を賃借者に請求することができる。
- 4 賃借期間が1か月に満たない場合は、日割計算により賃貸借料を算定する。

(賃借者の解除権)

第12条 賃借者は、賃貸者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (2) 第14条の規定によらないで、賃貸者が契約の解除を申し出たとき。
 - (3) その役員等（賃貸者が個人である場合にはその者を、賃貸者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (6) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (7) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (8) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 賃貸者が、第3号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、賃借者が賃貸者に対して当該契約の解除を求め、賃貸者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により、契約を解除した場合においては、賃貸者は第7条の期間のうち契約を解除した日以降の期間に相当する賃貸借料の10分の1に相当する額を違約金として賃借者の指定する期間内に納付しなければならない。

第13条 賃借者は、前条第1項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 第7条に規定する期間中にこの契約に係る賃借者の予算について減額又は削除があったとき。
 - (2) 前号のほか、1か月の予告期間をもって賃貸者に対して契約の解除を申し出たとき。
- 2 賃借者は、前項の規定により、契約を解除した場合は、第7条に規定する期間のうち契約を解除した日以降の期間に相当する賃貸借料の10分の1に相当する金額を違約金として、賃貸者の指定する期間内に納付しなければならない。

（賃貸者の解除権）

第14条 賃貸者は、賃借者が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないと認められるときは、契約を解除することができる。

（調達機器等の返還）

- 第15条 契約が解除された場合においては、賃借者は、速やかに調達機器等を賃貸者に返還するものとする。
- 2 賃貸者は、調達機器等の返還に際して賃貸者の費用負担において、これに立ち会うものとする。
 - 3 調達機器等の返還に要する撤去費、荷造費及び運送に要する費用は、賃貸者が負担するものとする。
 - 4 調達機器等の返還後における設置場所の復旧については、賃借者の負担により行うものとする。

(損害賠償)

第16条 賃借者又は賃貸者は、この契約の履行に伴い故意又は過失によって賃借者、賃貸者又は第三者に損害を与えた場合は、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

2 前項の規定による賠償のうち、賃借者と賃貸者との間に係るものの賠償額は、賃借者と賃貸者が協議して定めるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第17条 天災その他の不可抗力（暴風、洪水、地震、落雷、火災、暴動等の自然的又は人為的な事象で契約者双方の責めによらないもの）により調達機器等に損害を生じたときは、賃貸者は、速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合においては、これらの復旧に要する費用は、賃貸者の負担とする。

(賠償金等の徴収)

第18条 賃借者は、賃貸者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を賃借者の指定する期間内に支払わないときは、その支払わない額に賃借者の指定する期間を経過した日から賃貸借料支払の日まで法定率の割合で計算した延滞金及びその支払わない額を賃借者の支払うべき賃貸借料から相殺し、なお不足を生じるときは、更に徴収することができる。

2 前項の不足する額を徴収する場合には、賃借者は、賃貸者から遅延日数につき法定率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(善管義務)

第19条 賃借者は、善良な管理者の注意をもって調達機器等を管理するものとする。

(秘密の保持)

第20条 賃貸者は、この契約の履行に当たって知り得た事項又は第三者の秘密を他に漏らしてはならない。

(債権等の譲渡の禁止)

第21条 賃貸者は、この契約に基づいて発生する債権及び債務を第三者に譲渡してはならない。ただし、賃借者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害保険)

第22条 賃貸者は、調達機器等を賃貸者の負担において動産総合保険契約を締結することができる。

(協議及び紛争の解決)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の定めるところによるほか、賃借者と賃貸者が協議し、円満に解決を図るものとする。

2 前項により解決しない紛争は、賃借者の事務所の所在地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、賃借者と賃貸者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

新潟市中央区新光町4番地1
賃借者 新 潟 県
代表者 新潟県知事 花 角 英 世

賃貸者

明 細 書

賃貸借機器名			
設計積算システム用プリンタ			
内 訳	機器等の名称	型 式	数量
	プリンタ		4 7
	保守費用		4 7

別紙2

調達機器等 設置場所一覧

所 属 名	プリンター台数				住 所
	土木部	農地部	農林水産部	合計	
村上地域振興局	1	1	1	3	村上市田端町6-25
新発田地域振興局	1	3		4	新発田市豊町3-3-2
新潟地域振興局（新津庁舎）	1			1	新潟市秋葉区新津4524-1
新潟地域振興局（秋葉区役所）		2	1	3	新潟市秋葉区程島2009
新潟地域整備部	1			1	新潟市東区竹尾2-2-80
津川地区振興事務所	1		1	2	阿賀町津川1861-1
巻農業振興部		2		2	新潟市西蒲区赤鎗1285-1
三条地域振興局		1		1	三条市興野1-13-45
長岡地域振興局		1	1	2	長岡市沖田2丁目173-2
与板維持管理事務所	1			1	長岡市与板町与板乙5935-1
魚沼地域振興局	1	1		2	魚沼市大塚新田91-4
十日町地域振興局	1	1		2	十日町市妻有町西2-1
南魚沼地域振興局	1	1	1	3	南魚沼市六日町960
柏崎地域振興局	1	1		2	柏崎市三和町5-55
上越地域振興局	1	2	1	4	上越市本城町5-6
上越地域整備部上越東維持管理事務所	1			1	上越市安塚区安塚720-1
上越東農林事務所		1	1	2	上越市安塚区安塚720-1
上越地域振興局 妙高砂防事務所	1			1	妙高市美守1-4-5
糸魚川地域振興局	1	1	1	3	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局	2		1	3	佐渡市相川二丁目浜町20-1
農林水産振興部農地庁舎		1		1	佐渡市新徳瓜生屋328-1
流域下水道事務所	1			1	新潟市東区下山3-680
県庁舎		1	1	2	新潟市中央区新光町4-1
合計	17	20	10	47	

調達機器等 土木部設置場所一覧

所 属 名	プリンター 台数	住 所
村上地域振興局地域整備部	1	村上市田端町6-25
新発田地域振興局地域整備部	1	新発田市豊町3-3-2
新潟地域振興局新潟地域整備部	1	新潟市東区竹尾2-2-80
新潟地域振興局新津地域整備部	1	新潟市秋葉区新津4524-1
新潟地域振興局津川地区振興事務所	1	阿賀町津川1861-1
長岡地域振興局 与板維持管理事務所	1	長岡市与板町与板乙5935-1
魚沼地域振興局地域整備部	1	魚沼市大塚新田91-4
十日町地域振興局地域整備部	1	十日町市妻有町西2-1
南魚沼地域振興局地域整備部	1	南魚沼市六日町960
柏崎地域振興局地域整備部	1	柏崎市三和町5-55
上越地域振興局地域整備部	1	上越市本城町5-6
上越地域振興局上越東維持管理事務所	1	上越市安塚区安塚720-1
上越地域振興局 妙高砂防事務所	1	妙高市美守1-4-5
糸魚川地域振興局地域整備部	1	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局地域整備部	2	佐渡市相川二町目浜町20-1
流域下水道事務所	1	新潟市東区下山3-680
合 計	17	

調達機器等 農地部設置場所一覧

所 属 名	プリンター 台数	住 所
村上地域振興局農林振興部	1	村上市田端町6-25
新発田地域振興局農村整備部	3	新発田市豊町3-3-2
新潟地域振興局新潟農林振興部	2	新潟市秋葉区程島2009
新潟地域振興局巻農業振興部	2	新潟市西蒲区赤鋤1285-1
三条地域振興局農業振興部	1	三条市興野1-13-45
長岡地域振興局農林振興部	1	長岡市沖田2丁目173-2
魚沼地域振興局農業振興部	1	魚沼市大塚新田91-4
南魚沼地域振興局農林振興部	1	南魚沼市六日町960
十日町地域振興局農業振興部	1	十日町市妻有町西2-1
柏崎地域振興局農業振興部	1	柏崎市三和町5-55
上越地域振興局上越東農林事務所	1	上越市安塚区安塚720-1
上越地域振興局農林振興部	2	上越市本城町5-6
糸魚川地域振興局農林振興部	1	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局農林水産振興部農地庁舎	1	佐渡市新穂瓜生屋328-1
農地管理課	1	新潟市中央区新光町4-1
合 計	20	

調達機器等 農林水産部設置場所一覧

所 属 名	プリンター 台数	住 所
村上地域振興局農林振興部	1	村上市田端町6-25
新潟地域振興局津川地区振興事務所	1	阿賀町津川1861-1
新潟地域振興局農林振興部	1	新潟市秋葉区程島2009
長岡地域振興局農林振興部	1	長岡市沖田2丁目173-2
南魚沼地域振興局農林振興部	1	南魚沼市六日町960
上越地域振興局農林振興部	1	上越市本城町5-6
上越地域振興局上越東農林事務所	1	上越市安塚区安塚720-1
糸魚川地域振興局農林振興部	1	糸魚川市南押上1-15-1
佐渡地域振興局農林水産振興部	1	佐渡市相川2丁目浜町20-1
治山課	1	新潟市中央区新光町4-1
合計	10	